

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
アビックス株式会社
代表取締役社長 廣 田 武 仁

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.avix.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

デジタルサイネージは、これまでアミューズメント業界を中心に導入されてきましたが、ディスプレイの発展並びにデジタルネットワーク及び無線LANの普及とあいまって、現在、アミューズメント業界以外の様々な業界においても導入が進んでおります。また、小売店舗、商業施設、駅、空港、スタジアム（競技場）、ホテル、病院、学校、オフィスなど設置場所も多様化し、販売促進、広告、インフォメーション、映像演出などその使用目的も多様化することで、事業領域が急速に拡大しております。さらに、安価で低品質な製品を販売する競合他社が増加するなど、事業領域の拡大に伴い、競争環境が激化しています。

上記のとおり市場環境の変化を受けて、デジタルサイネージ事業を展開する当社といたしましても、急速に拡大する事業領域において、外部の代理店企業との連携やインターネットを利用することで、競争優位性の確保に向けて取り組んで参りました。

しかしながら、競争優位性を確保するためには、拡大する事業領域に先行して対応し、競合他社よりも先に新規顧客を獲得する必要があるところ、当社は、既存の経営基盤を強化していくという成長戦略だけでなく、他社の事業の買収戦略も含めた非連続的成長も活用し、競争力を強化していくことを検討するに至りました。かかる検討を進めていく中で、当社は、当社の株主である株式会社テラスホールディングス（以下「テラスHD」といいます。）の完全子会社である株式会社プロテラス（以下「プロテラス」といいます。）との間で、事業展開に関する協議の機会を複数回持ちました。プロテラスは、デジタルサイネージ事業を営む企業の中でも早期の段階からLEDビジョンに係る分野に注力する企業であります。また、プロテラスは、デジタルサイネージの設置件数が国内最大クラスという実績をもち、各業界に対応可能な営業力を備え、広範囲な流通網及び販売網を有しています。上記経営課題の解決を模索する中で、当社といたしましては、対象事業を吸収分割により統合し、プロテラスの同事業に係るノウハウ及びリソースを活用することで、競争力を強化し、当社の企業価値の最大化を図ることができるという結論に至りました。そこで、当社は、2021年2月頃、対象事業を当社が吸収分割により承継することをプロテラスに提案し、協議を行って参りました。かかる協議の結果、当社及びプロテラスは、2021年11月1日を効力発生日として、プロテ

ラスのデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除きます。）に関する権利義務の全部を吸収分割の方法（以下「本吸収分割」といいます。）により当社に承継する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を、2021年8月2日付で締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約の内容についてご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社プロテラス（本店：東京都港区赤坂四丁目13番13号、以下「甲」という。）及びアビックス株式会社（本店：神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1、以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲及び乙は、甲のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除く。以下「対象事業」という。）を乙に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条 （効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本クロージング日」という。）は、2021年11月1日とする。但し、本クロージング日は、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第3条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、契約、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、(i) 法令、条例等により本吸収分割による承継ができないもの、又は (ii) 本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条 (吸収分割に際して交付する対価)

乙は本吸収分割に際し、その対価として、乙の普通株式9,836,066株を甲に交付する。

第5条 (乙の資本金等の額)

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 資本金 | 金600百万円 |
| (2) 資本準備金 | 金600百万円 |
| (3) その他資本剰余金 | 金0円 |
| (4) 利益準備金 | 金0円 |

第6条 (剰余金の配当)

甲は、本クロージング日において、第4条により取得した乙の普通株式のすべてにつき、剰余金の配当を行う。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、本クロージング日の前日までに、それぞれ、株主総会を招集し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項(第6条の剰余金の配当を含む。)に関する決議を求める。

第8条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、本クロージング日までの間、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 本クロージング日の前日までに第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約の承認及びその他本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第10条の規定に従い本契約が解除された場合

第10条 （本契約の条件変更及び解除）

1. 本契約締結の日から本クロージング日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本クロージング日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第11条 （競業避止義務の排除）

甲及び乙は、本吸収分割に関し、会社法第21条の規定が適用されないことを確認する。

第12条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、甲及び乙協議の上、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月2日

甲： 東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社プロテラス
代表取締役 岩切 敏晃 印

乙： 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
アビックス株式会社
代表取締役 廣田 武仁 印

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本クロージング日における甲の対象事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

1. 承継する資産

(単位：千円)

勘定科目	承継の基準	承継額
現金及び預金、前渡金	対象事業にかかるものすべて	250,000
資産計		250,000

2. 承継する負債

該当無し

但し、本クロージング日までに発生する従業員に対する貸金支払債務その他甲とその従業員との間の雇用契約に基づき又はこれに付帯して発生する一切の債務は承継対象から除外する。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本クロージング日の前日時点で甲に在籍する従業員のうち、対象事業に主として従事する従業員については、乙が引き継ぎ、以後、乙の従業員として雇用する。

(2) その他の契約（雇用契約を除く）

甲は乙から、対象事業に必要な契約における契約上の地位及び同契約から生ずる一切の権利義務を承継する。

以上

3. 会社法施行規則第192条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交付する株式の数に関する事項

当社は本吸収分割の対価として、当社の普通株式9,836,066株をプロテラスに発行し、その全てを剰余金の配当によりプロテラスの株主であるテラスHDに対して交付いたします。当社がプロテラスから、対象事業を承継するにあたり、それぞれの第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で本吸収分割について慎重に協議した結果、本吸収分割に係る割当て株数を9,836,066株とすることに合意した

ものであり、上記の株式数は、相当であると判断しております。

(2) 本吸収分割により増加する当社の資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する当社の資本金および準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における当社の事業内容、プロテラスから当社に承継させる権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	金600百万円
資本準備金	金600百万円
利益準備金	金0円

(3) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

プロテラスの最終事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）に係る計算書類等の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,503,746	流動負債	984,763
固定資産	174,529	固定負債	36,148
		(純資産の部)	
		株主資本	657,363
		資本金	40,000
		資本剰余金	31,811
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	26,811
		利益剰余金	585,553
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	580,553
		(うち当期純利益)	(412,431)
資産合計	1,678,275	負債・純資産合計	1,678,275

(4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(5) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社内取締役1名を増員することとし、社内取締役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役1名の選任は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本吸収分割契約に従って吸収分割が効力を生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2021年11月1日に、その効力を生ずるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
【新任】 いわき きたり とし てる 岩 切 敏 晃 (1963年10月16日生)	1986年4月 株式会社リクルート入社 1995年8月 株式会社コンテンツ（現株式会社テラスホールディングス）設立 代表取締役社長（現任） 2015年10月 株式会社プロテラス代表取締役社長（現任） 2015年11月 株式会社コンテンツ代表取締役社長（現任）	一株

(注1) 岩切敏晃氏は、テラスHDの代表取締役社長であり、同社は、当社の発行済株式総数(25,293,500株)の10.15%に相当する株式を所有しております。なお、本吸収分割の効力発生日である2021年11月1日にテラスHD及びプロテラスの代表取締役社長を退任する予定であります。

(注2) 役員等賠償責任保険契約の概要について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、新任候補者の岩切敏晃氏については、選任後被保険者となります。なお、本保険契約は同内容で2022年8月更新の予定です。

【保険契約の内容の概要】

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

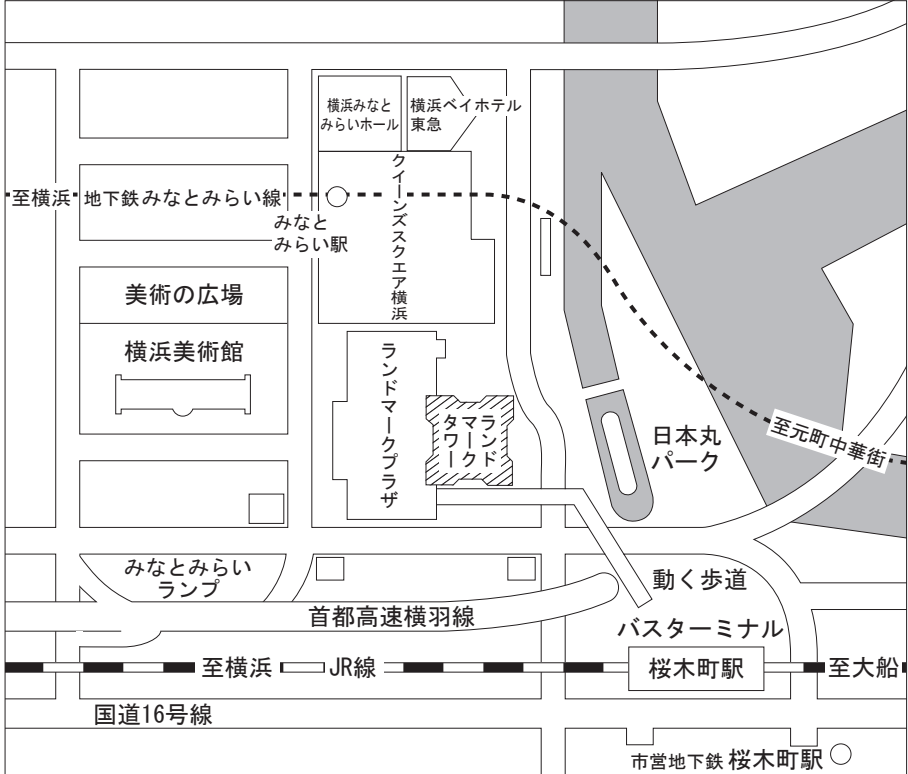
- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階



交通のご案内

- ・ **桜木町駅**：動く歩道を進み、ランドマークタワー1階もしくは3階、正面右手のエレベーターをご利用下さい。
- ・ **みなとみらい駅**：エスカレーターを上がり、クイーンズスクエア横浜およびランドマークプラザを通り抜け1階もしくは3階よりランドマークタワーへお進み下さい。